

日上市上下水道事業経営審議会設置要領

1 設置

本市上下水道事業の健全な経営を図るため、日上市上下水道事業経営審議会（以下「経営審議会」という。）を置く。

2 所掌事務

- (1) 日上市上下水道事業の経営に関すること
- (2) 上下水道事業の経営状況の評価、検証について
- (3) 経営戦略の評価・検証及び見直しについて
- (4) その他、必要と認めること

3 組織

- (1) 経営審議会委員は、管理者が委嘱する学識経験者を含む20名以内の者で構成する。
- (2) 経営審議会委員の互選による委員長及び副委員長を置く。

4 任期

- (1) 経営審議会委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、それ以降の任期は2年とする。なお、再任は妨げないこととする。
- (2) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長

- (1) 委員長は、経営審議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 会議

- (1) 経営審議会は、委員長が招集し、その議長となる。
- (2) 経営審議会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

7 庶務

経営審議会の庶務は、上下水道部総務課及び経理課が担当する。

8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、委嘱の日から施行する。